

資料-1

(仮称) 大磯駅周辺安全安心・にぎわい創出計画 (案)

第1回検討会議

1. 検討会議について

1. 検討会議について

1-1. 検討会議会則

(仮称)大磯駅周辺安全安心・にぎわい創出計画(案) 検討会議会則(案)

(名称)

第1条 本会は、(仮称)大磯駅周辺安全安心・にぎわい創出計画(案)検討会議(以下、「検討会議」という。)と称する。

(目的)

第2条 検討会議は、大磯駅前広場及びその周辺エリアを、大磯町の「玄関口」に相応しい安全で安心なにぎわい空間として再整備するために、大磯町が策定する大磯駅周辺安全安心・にぎわい創出計画の案について専門的見地等から指導助言を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 検討会議は、委員及びオブザーバーで組織する。

2 委員及びオブザーバーは、別表「(仮称)大磯駅周辺安全安心・にぎわい創出計画(案) 検討会議 委員」に掲げる種別の構成員をもって充てる。

3 オブザーバーは、専門的見地等から必要あるとき参加を求めるものとする。

4 地元関係者のうち町内会以外の団体、行政関係機関、オブザーバーは、検討会議に代理人を出席させることができる。

(役員)

第4条 検討会議に次の役員を置き、委員の互選により定める。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

2 会長は、検討会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(作業部会)

第5条 会長が必要と認めるときは、作業部会を置くことができる。

2 作業部会の構成員は、会長が決めるものとする。

(会議)

第6条 検討会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は原則公開とするが、個人情報や公開されることで事業に支障が生じると会長が判断した事項は非公開にすることができる。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、大磯駅周辺安全安心・にぎわい創出計画策定業務委託を受託した株式会社ランズ計画研究所が、発注者担当課である大磯町都市建設部都市計画課の協力を得て処理する。

(その他)

第8条 本会則に定めるもののほか、検討会議の運営について必要な事項は、会長が検討会議に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この会則は、平成29年 月 日から施行する。

2 この会則は、(仮称)大磯駅周辺安全安心・にぎわい創出計画(案)が作成された時点で効力を失う。

1-2. 検討会議構成員

(仮称)大磯駅周辺安全安心・にぎわい創出計画(案) 検討会議 委員

種 別	名 称	氏名	受任	備考
学識経験者等	交通工学(国立大学法人東京工業大学 環境・社会理工学院 土木・環境工学系 教授 工学博士)	朝倉 康夫	○	
	集客学、集客空間論(東京都市大学 都 市生活学部都市生活学科 教授、都市生 活学部学部長 工学博士)	川口 和英	○	
地元関係者	北本町町内会	出縄 政美	○	区長
	南本町町内会	中村 雅一	○	区長
	茶屋町町内会	鈴木 豊男子	○	区長
	神明町町内会	岩崎 英二	○	区長
	公益社団法人大磯町観光協会	柳田 昌巳	○	副会長
	大磯町商工会	伊藤 廣孝	○	副会長
	NPO 法人大磯ガイドボランティア協会	浅見 和男	○	会長
	大磯港みなとまちづくり協議会	山口 明宏	○	副会長
	大磯市実行委員会	富山 昇	○	
行政関係機関	神奈川県警 大磯警察署	伊澤 浩明	○	交通課長
	神奈川県 県土整備局 平塚土木事務所 工務部 道路維持課	五十嵐 敬	○	課長
	神奈川県 県土整備局 平塚土木事務所 計画建築部 まちづくり推進課	向井 潤一郎	○	課長
	大磯町 都市建設部	笹山 隆二	○	部長
	大磯町 政策担当参事	森田 敏幾	○	参事
オブザーバー (駅前広場利 用事業者)	東日本旅客鉄道株式会社 横浜支社 総務部 企画室	大野 正幸	○	
	神奈川中央交通株式会社 運輸計画部 計画課	露木 輝久	○	課長
	伊豆箱根交通株式会社大磯営業所	木村 充宏	○	所長
	株式会社プリンスホテル 大磯・鎌倉地 区	伊丹 信一郎	○	総支配人
事務局	㈱ランズ計画研究所	3名		委託業務受託者
	大磯町 参与(まちづくり)	芝原 靖典		
	大磯町 都市建設部 都市計画課	小瀬村 昭 福田 勉 高塚 健太郎		課長 係長 主査

1-3. 事業の基本的な考え方等

(仮称)大磯駅周辺安全安心・にぎわい創出事業

1. 事業の位置づけ

(仮称)大磯駅周辺安全安心・にぎわい創出事業(以下、「事業」という。)は、大磯駅周辺の「安全・安心のまちづくり」に関する町民からの「要望(署名)」、議会の「決議」、「大磯町バリアフリー基本構想」、「大磯町景観計画」、「大磯町まちづくり基本計画(別冊)」など町民参画を得て策定した町の「計画等」の町・議会・町民の共通認識に基づき実施する。これら「計画等」の実行性(社会情勢・環境の変化等)を検討の上、個別の「計画等」の整合、統合を図るための計画を策定するものとし、その過程で事業の詳細を決定する。

2. 事業の基本的考え方

(1) エリアの設定

「大磯町まちづくり基本計画」に「まちの拠点」として位置づけている「大磯駅～下町～大磯港(オアシス)～役場」の一体的圏域(徒歩圏)とする。また、「みなとオアシスエリア」と重複し、大磯港みなとオアシス構想と連携、役割分担する。

(仮称)大磯駅周辺安全安心・にぎわい創出事業エリア図



(2) コンセプト・イメージ

総合計画の目標「交流人口の増加」と「定住人口の安定化」を目指し、「計画等」を基に、次の3つのコンセプトを定め、各事業イメージを挙げる。

① 安全安心、防災のまちづくり

- ・歩行者、自転車、公共交通機関、自動車の位置付け、空間、動線の見直し
- ・快適な公共交通環境の整備
- ・まちの防災、防犯性の向上 等

② 大磯らしい魅力的で個性的なまちづくり

- ・大磯らしさの象徴である駅周辺の緑等の保全や景観の創出。大磯の玄関口、町民や来訪者の交流拠点として、人が集まり憩う空間の創出
- ・観光や賑わい資源との連携
- ・空き家の利活用推進
- ・駅を起点とした人の回遊の誘導 等

③ 交流と子育てで世代の定住を促すまちづくり

- ・教育や子育てに配慮した環境整備
- ・通学路の安全確保 等

3. 事業の進め方

- ・学識経験者が参加する推進会議の設置や、町民意見を求めながら町民の代表である議会との情報共有と議論を重視して計画を策定する。
- ・計画策定後の整備は、国や県の交付金及び民間資金等の活用を検討する。

4. 事業のスケジュール

(1) 平成29年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
事業の概要	← 測量業務委託			□	□	推進会議 全4回				□	□	□
	← 計画策定業務委託											
	← 民間活力活用調査											
	← 関係者協議(JR・警察・道路管理者・地元関係者等)											
	計画策定											

- ※ 本スケジュールは、関係者協議等により変更する場合があります。事業内容、進め方等詳細は推進会議で検討します。
- ※ 駅前の大磯町土地開発公社が所有する土地は、協議の上、大磯駅前用地利活用検討委員会答申に基づき暫定的に整備・開放(一般開放・短期的催し)します。

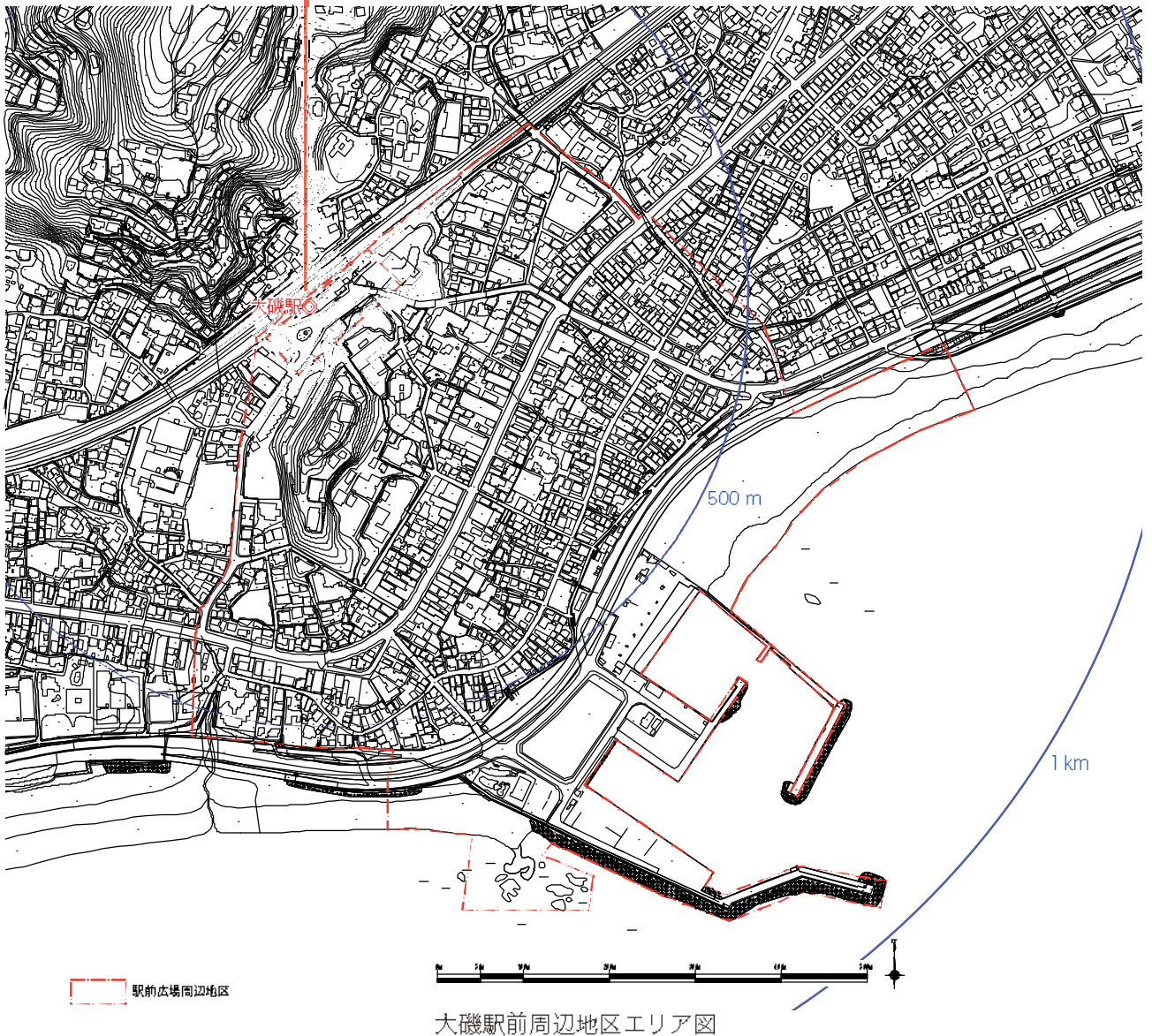
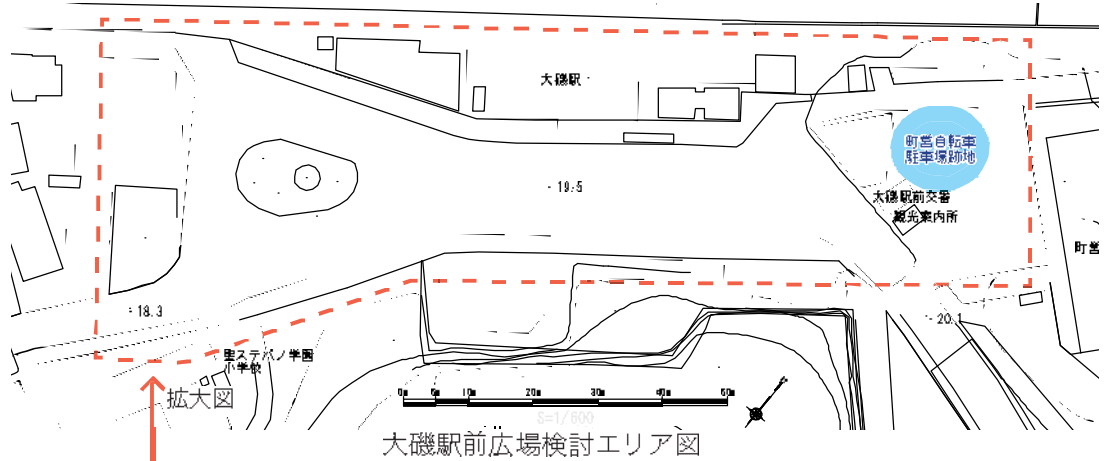
(2) 全体

- ・概ね10か年程度の中長期的な事業とし、実施可能なものから着手する。

1-4. 検討会議の目的等

(1) 検討会議の目的と対象エリア

- ・大磯駅前広場(面積約0.6ha)について、安全安心・賑わい創出に向けた整備計画の案を策定する。
- ・当エリア内の旧大磯町営駅前東自転車駐車場跡地については、配置すべき機能や利活用方策を検討する。
- ・駅前広場を検討するにあたり、大磯駅前周辺地区の現状や計画を踏まえて検討を行う。



(2) 検討会議 フロー

検討会議の目的(案)

町民参加のあり方等(案)

第1回検討会議(H29.7月27日)

目的

- ・検討会議の目的、協議事項等の確認
- ・既存計画、計画地現況、課題の共有



第2回検討会議(H29.9月下旬)

目的

- ・駅前広場の交通動線、施設配置案の方針確認
- ・旧駐輪場跡地活用案の方針確認



第3回検討会議(H29.11月上旬)

目的

- ・駅前広場の交通動線・施設配置の
パブコメ案決定
- ・旧駐輪場跡地活用案の決定
- ・みなとオアシスとの連携検討



第4回検討会議(H30.2月上旬)

目的

- ・計画案の策定(動線、配置、事業費等)
について
- ・次年度以降のスケジュール等報告

アンケートの実施
駅前広場の交通量調査

旧駐輪場跡地活用について
PPP/PFI サウンディング調査

パブコメ実施